

4. サービス利用の手順

「要支援1・2」、 「事業対象者」の方

まずは、「介護予防サービス」、「介護予防・生活支援サービス事業」ケアプランの作成のため、お住まいの地域の地域包括支援センターまでご相談ください。

高齢者の皆さんが住みなれた地域で、いつまでも自立した生活を続けていけるよう、地域包括支援センターと市がサポートしていきます。

要支援1・2

「介護予防サービス」、総合事業の「介護予防・生活支援サービス」を利用し、要介護状態になることの予防や自立した日常生活の支援を行います。

事業対象者

「介護予防・生活支援サービス」を利用しサービスの利用で生活機能の改善を目指します。
①訪問型サービスと②通所型サービスがあります。

サービスの利用を希望する場合

地域包括支援センターに相談し、「介護予防サービス」、「介護予防・生活支援サービス」を利用するためのケアプランの作成を依頼します。

地域包括支援センター（ケアプラン作成）

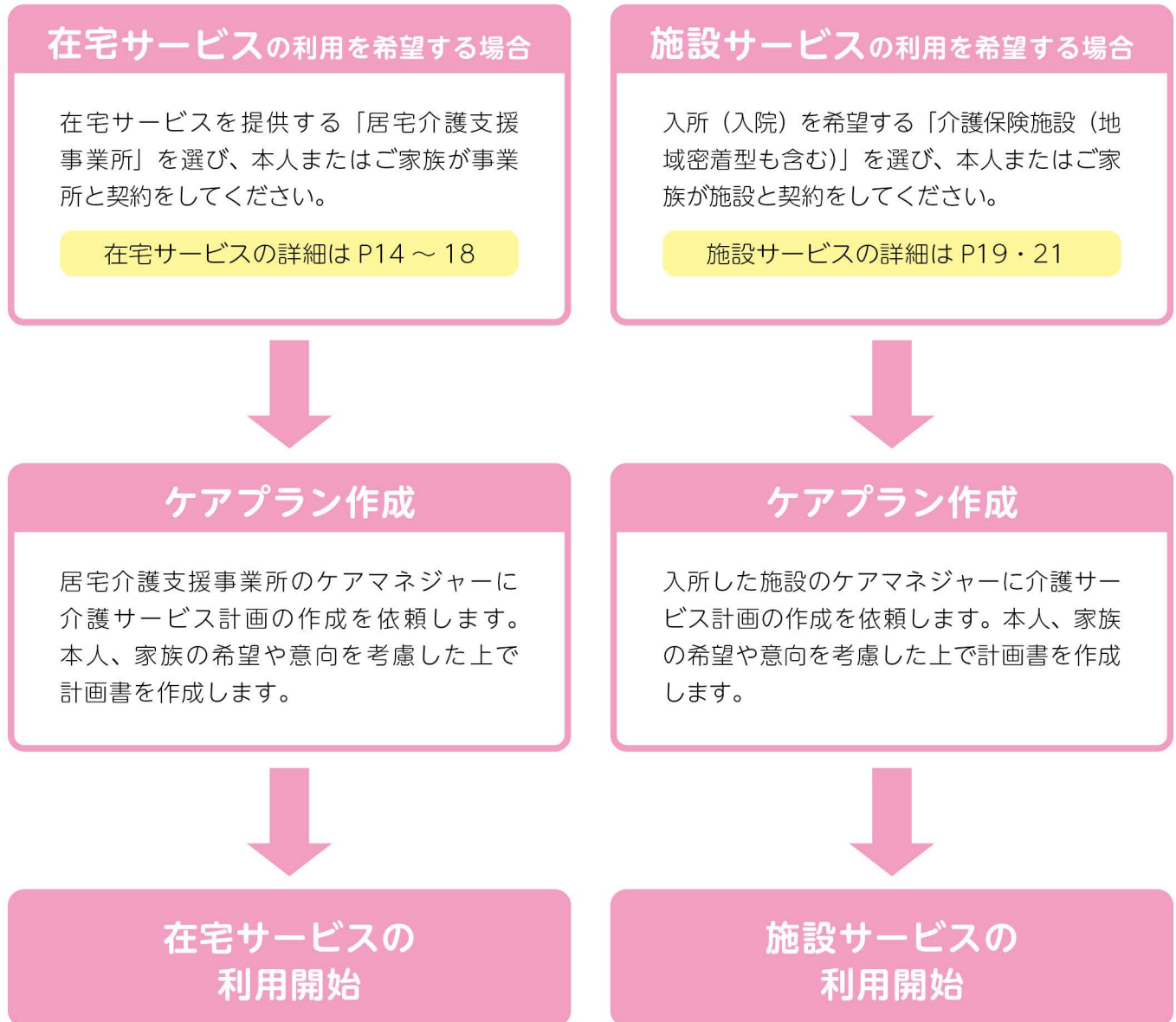
本人、家族の希望や意向、心身の状態を十分に考慮した上で計画書を作成します。その後、本人、家族とサービス提供事業所・介護支援専門員等で、サービス担当者会議を開催し、本人、家族の同意の上で、サービスの提供が始まります。

※ケアプランの作成は居宅介護支援事業所に委託する場合があります

サービスの利用開始

○「要介護1～5」と認定された方

介護が必要な状態になっても、ご本人の能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、必要なサービスを行い生活機能の維持や改善を図ります。



！サービスの内容によって、介護サービス計画の依頼先が異なります。！

■ 在宅サービス（地域密着型を含む）

居宅介護支援事業所へ介護サービス計画の作成を依頼します。
(居宅介護支援事業所の選定についてのご相談は地域包括支援センターまでお問い合わせください)

■ 施設サービス

希望する施設と契約をし、施設の介護支援専門員に介護サービス計画の作成を依頼します。

◆介護支援専門員（ケアマネジャー）とは・・・

介護の知識を幅広くもった専門家で、介護サービスを利用するときの相談や、在宅サービス事業者・施設等との連絡・調整を行い、介護サービス計画を作成します。

(1) 介護区分の目安

要支援状態または要介護状態については、おおむね次のような状態が考えられます。状態は各区分の主な内容を表しています。必ずしも実際の状態と一致するものではありません。

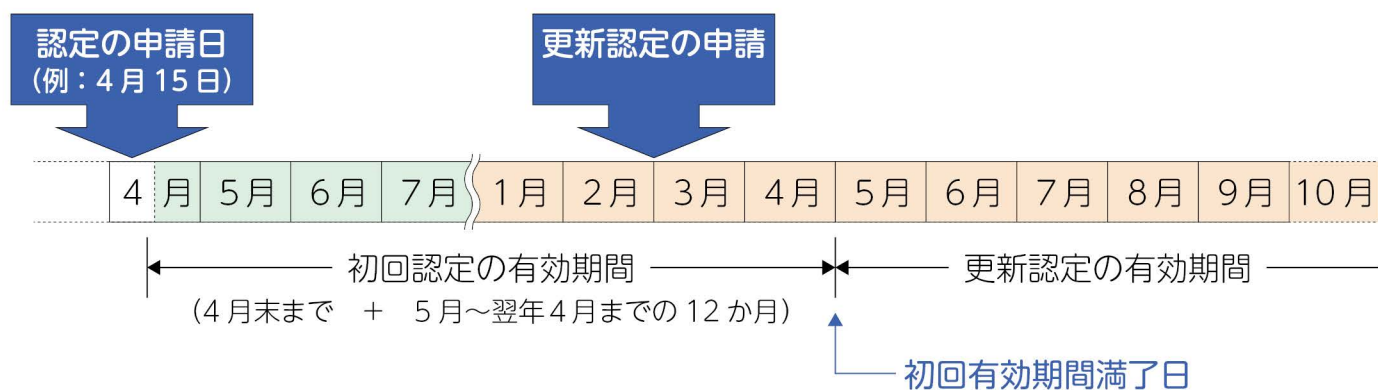
要介護状態区分	要介護・要支援の状態
非該当（自立）	歩行や起き上がりなどの日常生活上の基本的動作を自分で行うことが可能であり、かつ、薬の内服、電話の利用などの手段的日常生活動作を行う能力もある状態
要支援1・2	日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の防止により要介護状態となることの予防に資するよう手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態
要介護1	要支援状態から、手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態
要介護2	要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態
要介護3	要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態
要介護4	要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態
要介護5	要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態

(2) 認定結果の有効期間と更新手続き

認定の有効期間は、原則として6・12・24・36・48か月です（月の途中の申請は、その月の月末までの期間+有効期間）。また、認定の効力発生日は認定申請日になります（更新認定の場合は、前回認定の有効期間満了日の翌日）。

要介護・要支援認定は、有効期間満了日の60日前から満了期間までの間に、市の窓口で更新の申請をしてください。更新申請をすると、あらためて調査・審査・認定が行われます。

【要介護認定の有効期間と更新の時期】 ※月の途中で申請した場合



【要介護認定の区分変更申請】

- ・有効期間の途中で心身の状態が変わった場合は、要介護認定の区分変更申請ができます